

# 危険なブロック塀等の撤去に補助をします

## 野田市危険ブロック塀等撤去費補助金

### 補助金申請の手引き

既存のコンクリートブロック塀等の撤去について、一定の条件を満たす方は、市の補助を受けることができます。

#### 補助を受けるための塀の条件

#### 1. 個人所有の道路地盤面から高さ1mを超える、市長が危険と判断したコンクリートブロック塀等

- ・ 店舗・工場等の法人管理のブロック塀は除く。
- ・ コンクリートブロック造、石造、レンガや大谷石の組積造などによる重量のある塀及び門柱。基礎、擁壁も含まれます。

#### 2. 申請者自ら塀を所有し、維持管理していること。

#### 3. 道路に面して設置されているもの。

- ・ 公道、私道の別を問いません。

#### 補助する金額

- ・ 高さ、構造に関わらず、延長1メートル当たり1万円かつ限度額は10万円です。(費用には廃材の処分費用を含みます)。
- ・ 費用の支払いは、限度額10万円までは申請者が契約をした請負者に市が支払います。申請者は10万円を超えた額を支払います。

#### その他

- ・ この補助制度を利用する場合は事前に野田市への申請が必要です。
- ・ 販売若しくは賃貸目的で行う塀の撤去は対象としません。
- ・ 所有者が自ら行う塀の撤去工事は対象としません。
- ・ 新たに塀をつくる場合は、関係法令に適合した安全な塀としてください。
- ・ 一部の撤去を申請する場合でも、残る部分も危険のない状態にしてください。
- ・ 撤去をする工事業者は建設業の許可を受けているか、解体工事業の登録がされている市内に営業所若しくは住所を有する工事業者です。
- ・ 市から、撤去する業者のあっせんは行っておりませんので、ご注意ください。
- ・ 撤去後の申請はできません。

問い合わせ 野田市役所 都市計画課建築指導担当

04-7199-7603

## 補助を受けるまでの流れ

### 1. ご自身で外見をチェックし、窓口や電話で市に相談

・市は、相談が寄せられたら現地を確認し、撤去が必要かを判断します。

### 2. 撤去する工事業者を選定・見積もりの依頼

・市から撤去が必要なブロック塀等と判断された場合、工事業者を選んで、処分費用を含んだ見積書をお願いしてください。

### 2. 補助金の申請

#### ・・・補助金交付申請書

- 必要書類
- ①撤去するブロック塀等の位置図、配置図  
(手書きの見取り図程度でも結構です。)
  - ②塀と土地の所有者の関係が分かる書面
  - ③廃材処分を含んだ見積書の写し
  - ④その他市長が必要と認める書類

### 3. 交付の決定

#### ・・・補助金交付決定通知書

市は交付決定を申請者に通知します。

### 4. 工事業者との契約

・・・撤去及び処分をする工事業者と契約をしてください。

### 5. 委任状の提出

#### ・・・委任状

申請者が、工事の完了報告、補助金の受領に関する権限を工事業者に委任します。

### 6. 撤去工事の開始

・・・申請者と契約した工事業者が撤去工事を行います。

### 7. 撤去工事の完了

・・・工事業者は市に申請者からの委任状を添えた実績報告書を提出  
※交付の決定から60日以内に

### 8. 額の確定通知

#### ・・・補助金交付額確定通知書

市は申請者に補助金額が確定したことを通知します。

### 9. 費用の支払い

・・・申請者は、補助金額を除いた限度額10万円を超えた額がある場合は、超えた分を工事業者に支払ってください。

### 10. 補助金の請求

・・・工事業者が補助金請求書を作成し、申請者が支払った領収書の写しを添えて市へ提出します。

### 11. 補助金の支払い

・・・市は委任状に基づき工事業者へ補助金を支払います。